

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」で、 不動産鑑定士への業務委嘱をお考えの皆さまへ

公益社団法人東京都不動産鑑定士協会

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく支援専門家の委嘱依頼を受け付けています。

災害救助法の適用がなされた自然災害（地震、台風、豪雨災害等）の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅リフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の被災者の方は、破産手続き等の法的倒産手続きによらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則（「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」）の適用がなされます。

令和2年12月1日からは、我が国の全土に大きな影響をもたらした新型コロナウイルス感染症による失業や収入・売上げの大きな減少によって債務の負担を抱えられた、住宅ローンや事業性ローン等を借りている債務者（個人・個人事業主）の方も、当ガイドラインの適用対象者となりました。

当協会では、当ガイドラインに基づく支援専門家の委嘱依頼を受け付けています。委嘱依頼のご提出は、東京都不動産鑑定士協会へご郵送又はご持参ください。（現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、可能な限り郵送でのご提出をお願いいたします。）

また、登録支援専門家による業務の執行について、正当な理由なく業務が停滞する場合その他業務執行に当たり不適切な事由が認められる場合の相談窓口も、東京都不動産鑑定士協会です。

なお、本ガイドラインに基づく債務整理を希望する方は、最初に金融機関等に申し出ていただき、メインバンクからの同意を受けて、弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会のいずれか）に登録支援専門家（弁護士）の委嘱依頼を行う必要があります。

登録支援専門家（弁護士）の委嘱後、債務整理の手続きが開始されると、対象債務者は登録支援専門家（弁護士）の支援を受けて調停条項案を作成することとなり、その際に、債務整理の申出時点の財産の評定を行う必要があります。

この財産の評定を行うに当たり、登録支援専門家（弁護士）と協議のうえ、公益社団法人東京都不動産鑑定士協会に「登録支援専門家追加委嘱の依頼について」を提出していただき、追加委嘱を受けた登録支援専門家（不動産鑑定士）が不動産の評価を行うこと

となります。

※弁護士への委嘱依頼手続きの手順詳細につきましては、各弁護士会 HP をご確認ください。

公益社団法人東京都不動産鑑定士協会への委嘱依頼

○最初に委嘱された登録支援専門家（弁護士）と協議のうえ、別紙の「登録支援専門家追加委嘱の依頼について」、借入先一覧若しくは債権者一覧表、登記事項証明書または公図写等（対象不動産の地番情報がわかる資料 1 点）を、公益社団法人東京不動産鑑定士協会に郵送又は持参でご提出ください。

【公益社団法人東京都不動産鑑定士協会】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号 虎ノ門ワイコービル3階

（電話 03-5472-1120）

以上